

千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理審議会議事運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令に定めるほか、千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事手続きその他審議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の招集) ≪ 土地区画整理法第62条第1項、第2項 ≫

第2条 審議会の召集の通知は、文書をもってする。

(会長及び職務代理者) ≪ 土地区画整理法第61条 ≫

第3条 審議会に、会長及び職務代理者をそれぞれ一人置く。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 職務代理者は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び職務代理者は、委員が選出する。

5 会長及び職務代理者の任期は、委員の任期とする。

(委員の参集)

第4条 第2条の通知を受けた委員は、指定された日時に指定された場所に参集するものとする。

2 委員は、会議の当日、参集することができないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ、会長に届け出なければならない。

(委員の議席)

第5条 委員の議席は最初の会議において、抽選により定めるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、次の各号に掲げるときを除き、公開とする。

(1) 個人情報又は法人等情報が含まれる事項を審議するとき。

(2) 権利者相互の利害に係る事項を審議するとき。

(3) 委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。

2 前各号の運用について疑義あるときは、会長が審議会の会議に諮って決める。

(委員の退席)

第7条 委員が、会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(発言)

第8条 発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならない。

(議案の説明) ≪ 千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理事業施行規程第 14 条(1) ≫
第 9 条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(議事の整理)

- 第 10 条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め、議事を整理する。
- 2 会長は、会議中に定数を欠くに至ったときは、休憩又は流会を宣言する。
 - 3 会長は、議事を整理するため必要があると認められたときは、委員の発言をやめ、議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決の宣言)

第 11 条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第 12 条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(議事録の作成等) ≪ 千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理事業施行規程第 14 条(2) ≫

第 13 条 会長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 会議の開閉に関する事項及びその日時。
 - (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名。
 - (3) 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時間。
 - (4) 委員以外の出席者の氏名。
 - (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項。
 - (6) 議事の内容、その他会長が必要と認める事項。
- 3 議事録には、会長及び会長の指名する委員 2 名が署名押印することを要する。
- 4 議事録の公開・非公開については、次のとおりとする。
 - (1) 会議を公開した場合、その議事録は公開する。
 - (2) 会議を非公開とした場合、その議事要旨を公開する。ただし、審議会の会議に諮って承認を得た場合は、議事録を公開することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるものの外、必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 12 年 12 月 20 日から適用する。